

## 新型コロナウイルス「緊急事態宣言」に伴う当健保組合の対応について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための「緊急事態宣言」対象地域が全国に拡大されたことに伴い、当健保組合としては、次のとおり対応してまいります。

事業主並びに被保険者の皆様にはご不便、ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 基本方針

健保組合は外出自粛要請が拡大された場合においても、医療機関への適時・適切な受診の確保のための業務を継続するよう厚生労働省から要請を受けておりますが、取り扱う個人情報やセキュリティ確保のためインターネットから切り離しており、在宅勤務等による対応はできません。

そこで、業務を遂行しつつ職員の感染リスクの低減を図るため、勤務時間を短縮のうえシフト制により職員の出勤を調整しながら業務を継続していくこととします。

#### 2. 「緊急事態宣言」発令期間中の業務対応日および時間

##### (1) 業務対応日

土曜日、日曜日、祝祭日を除く平日

##### (2) 業務対応時間

10:00 ～ 16:00

※12:00～13:00の間は電話でのお問い合わせ受付を休止いたします。

※業務によっては対応者不在によりご回答にお時間をいただく場合もございます。

#### 3. 各業務の遅延の可能性について

期間中は最小限の職員で交代勤務することから、各業務については通常より処理日数がかかることが予想されます。お手数ですが、各書類は余裕をもってご提出いただきますよう、よろしくお願いたします。

#### 4. お問い合わせ先

〒380-0936 長野県長野市岡田町 176 番地

法令出版健康保険組合

Tel. 026-226-1973 Fax. 026-225-6912

以 上